

千代田区地域福祉計画

(素案)

千代田区

目 次

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
<参考>	3
3 計画の策定方法	4
第2章 区の地域福祉を取り巻く状況と課題	5
1 人口世帯数等の推移	5
2 地域資源の状況	10
3 地域福祉にかかる区民意識	12
4 これからの地域福祉にかかる課題	18
第3章 計画の基本的な考え方	20
1 基本理念	20
2 基本目標	22
第4章 推進施策	23
施策体系図	23
目標1 人にも街にも気軽にふれあえる、「ふらっと」な福祉のまちづくり	23
目標2 支援を必要とするすべての人が適切な支援を受けられる、 360度まるごとケアシステムづくり	30
目標3 地域で活躍できる、福祉の担い手づくり	36
第5章 ライフステージ別計画	40
1 ライフステージの分類	40
2 ライフステージ別の取り組み	41
資料編	48
1 地域福祉計画策定委員会設置要綱	48
2 策定委員名簿	49
3 計画策定の経過、用語解説	50
4 保健福祉総合計画の達成・取り組み状況	50

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

千代田区は、区政の最上位計画となる「千代田区第3次基本構想～千代田新世紀構想～」(平成13年10月策定)において、平成30年代の将来像として「都心の魅力にあふれ、文化と伝統が息づくまち千代田」を掲げました。

平成27年3月には「ちよだみらいプロジェクト(千代田区第3次基本計画2015)」を策定し、保健福祉分野の目標である「福祉の心が通いあう、安心と支え合いのまち」を目指す取り組みの充実を図っています。

平成24年度に策定した保健福祉総合計画では、千代田区における5年後の保健福祉の将来像を「健やかに暮らしあう福祉都心ちよだ」とし、高齢者、障害者、次世代育成等、各分野において取り組む施策を掲げ、推進してきました。

その間、国では平成24年度にいわゆる「社会保障・税一体改革関連法案」が成立し、社会保障制度の充実を図っています。また、平成25年度には「生活困窮者自立支援法」が成立し、それを受けて、平成26年3月には、「生活困窮者自立支援方策」を「地域福祉計画」に盛り込むことが厚生労働省から通知されました。

また、平成27年に実施された国勢調査において、国の人口は1億2,711万人となり、調査開始以来、初めて減少に転じました。一方、東京都は1,351万人と、大正9年の調査開始以来最多となり、特別区の人口増加幅も平成22年の調査と比べ、32万6,870人の増加となっています。特に千代田区では、人口増加率で見ると23.83%の増で全国トップとなっています。このように、国全体では人口が減少している中で、都市部への人口流入は引き続き増加することが見込まれます。

こうした状況の中で、千代田区では近年、マンション居住者の増加が著しくなっています。ライフスタイルの多様化、家族のあり方の変化等により、これまで地域社会が果たしてきた「助け合い」や「支え合い」等の機能が大きく低下し、旧来の区民と転入者との関わり合いをどう構築できるかが課題となっています。

今後、区民、専門職、関係機関、行政が役割分担・連携して地域を支え、誰もが地域で暮らし続けることのできる、強固な「地域福祉」の仕組みをつくっていくことが強く求められています。

本計画は、そうした地域福祉の仕組みをつくり、地域に関わるすべての人が協働して「地域共生社会」の構築を推進していくための計画とします。

(参考) 社会福祉法(抄)

第4条(地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

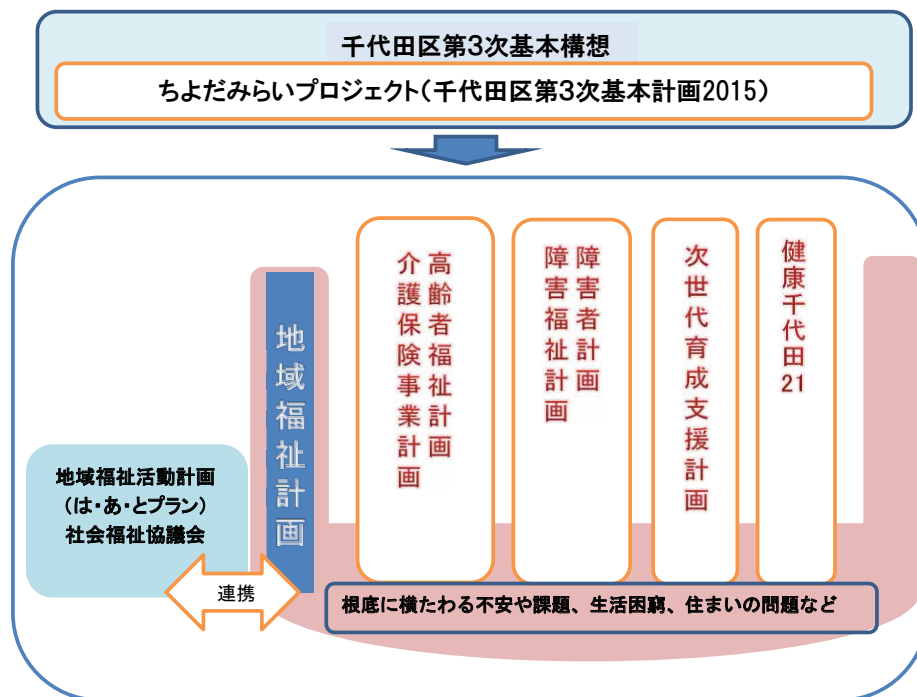
2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」に位置づけられるものです。

また、「ちよだみらいプロジェクト（千代田区第3次基本計画2015）」の分野別計画の一つとして、高齢者、障害者、児童、保健・医療等の保健福祉領域の各個別計画を横断的につなぎ、各計画を推進する上で共通して必要となる基本的な考え方を示すものです。そのため計画期間は設定せず、概ね5年後に見直すこととします。

なお、各個別計画固有の施策、達成目標等については、それぞれの計画において設定し、推進します。

さらに、本計画は社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画（は・あ・とプラン）」の指針となり、相互に補完・連携するものとなります。



(参考) 社会福祉法（抄）

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

<参考>

■本計画に関連する区の主な現行計画等の期間

	平成	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
	西暦	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
ちよだみらいプロジェクト (第3次基本計画2015)														
千代田区保健福祉総合計画														
介護保険事業計画 高齢者福祉計画														
障害者計画														
障害福祉計画														
次世代育成支援計画														
健康千代田21														
地域福祉活動計画※														

※千代田区社会福祉協議会の事業計画

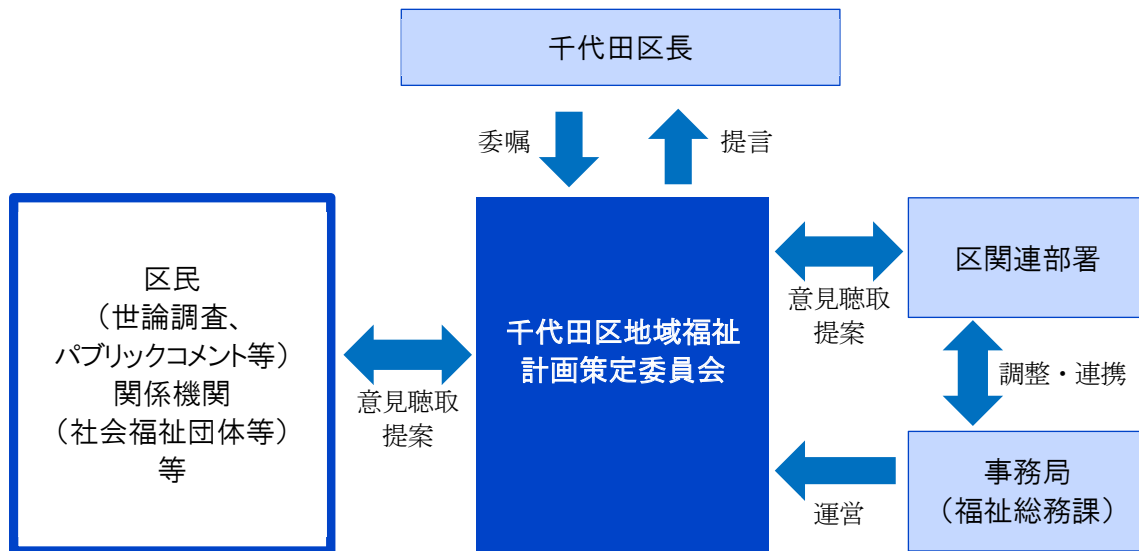
3 計画の策定方法

計画の策定手順

千代田区地域福祉計画策定委員会を設置し、現行計画の成果や課題等を勘案し、計画内容を検討します。また、多くの区民等で構成される社会福祉協議会の「は・あ・とプラン推進委員会」や、各分野別計画の所管課の意見を求めながら検討を進めていきます。

さらに、千代田区世論調査、パブリックコメント（意見公募）等を通じて、区民からの幅広い意見を計画内容に反映します。

■計画の策定体制



第2章 区の地域福祉を取り巻く状況と課題

1 人口世帯数等の推移

(1) 人口・世帯数等の推移

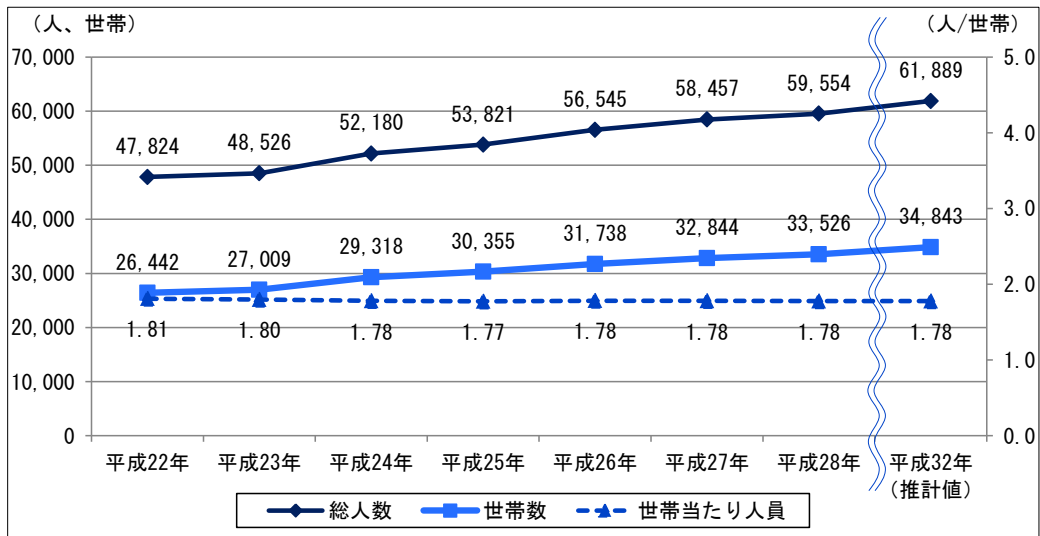
人口・世帯数等の推移

区の総人口は、マンション等集合住宅の建設等により増加傾向が続いており、平成28年には59,554人となっています。外国人を含む統計となった平成24年からの4年間で14.1%の増加となっています。

世帯数も同様に増加傾向が続いており、平成24年から平成28年までの4年間で29,318世帯から33,526世帯へと14.4%の増加となっており、総人口と同程度の増加となっています。

世帯当たり人員（総人口÷世帯数）は、平成24年以降は1.77～1.78人で推移しており、ファミリー世帯だけではなく、単身世帯も増加しているとみられます。

今後も、これらの傾向は続くものとみられ、増加する転入者の地域社会への参加促進が必要です。



※平成22年、23年は日本人のみ、平成24年以降は外国人を含む
 出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）、人口ビジョン（平成32年推計値）

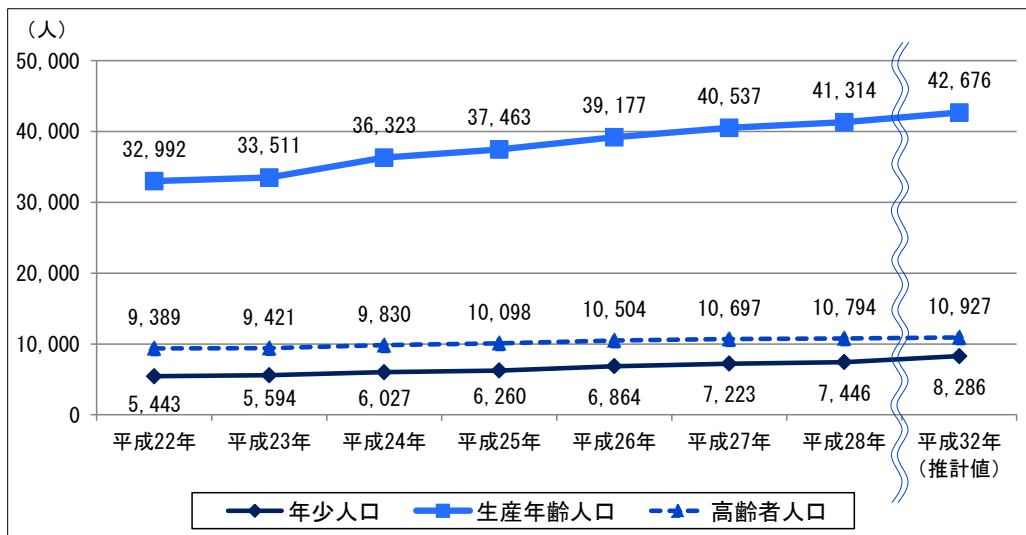
年齢階層別人口の推移

区の総人口を年少人口（14歳以下）、生産年齢人口（15歳～64歳）、高齢者（65歳以上）に区分すると、各年齢層で増加しており、この傾向は今後も続くと考えられます。

多くの区市町村では、年少人口の減少傾向がみられますが、転入者が多い千代田区では、年少人口も増加しており、平成24年から平成28年までの4年間で6,027人から7,446人へと23.5%増加しています。

また、企業活動や地域社会の中心となる生産年齢人口についても、平成24年から平成28年までの4年間で36,323人から41,314人へと13.7%増加しています。

なお、高齢者人口は増加傾向が続いていますが、平成24年から平成28年までの4年間で9.8%の増加となっており、生産年齢人口や年少人口と比較すると、比較的緩やかな増加傾向となっています。

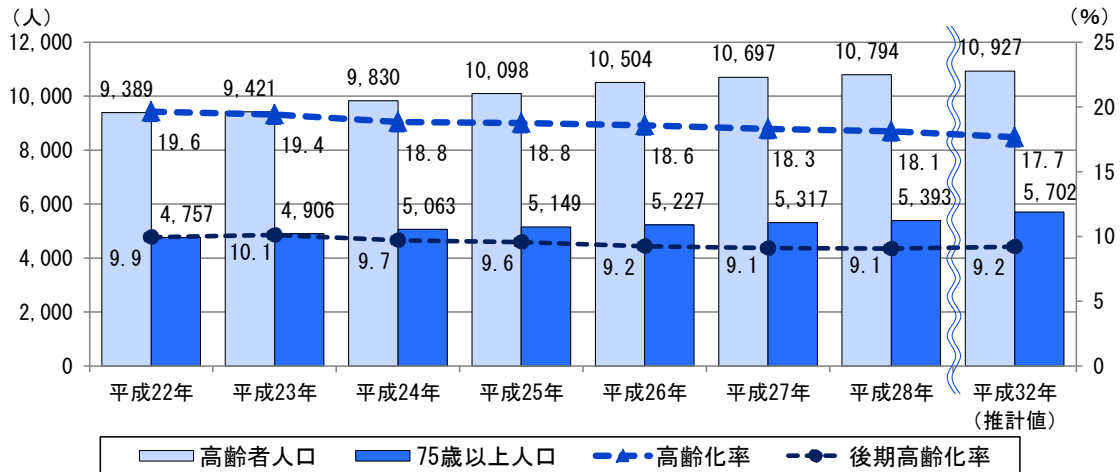


※平成22年、23年は日本人のみ、平成24年以降は外国人を含む
 出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）、人口ビジョン（平成32年推計値）

高齢化の推移

区の高齢化率は、年少人口や生産年齢人口の増加に伴い、相対的に低下しており、平成24年から平成28年までの4年間で65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は18.8%から18.1%へと0.7ポイント、75歳以上の後期高齢者の割合（後期高齢化率）は、9.7%から9.1%へと0.6ポイント低下しています。

その一方で、同期間の高齢者数は9,830人から10,794人へと9.8%、後期高齢者数は5,063人から5,393人へと6.5%増加しており、今後も高齢者の増加傾向は続くものとみられます。

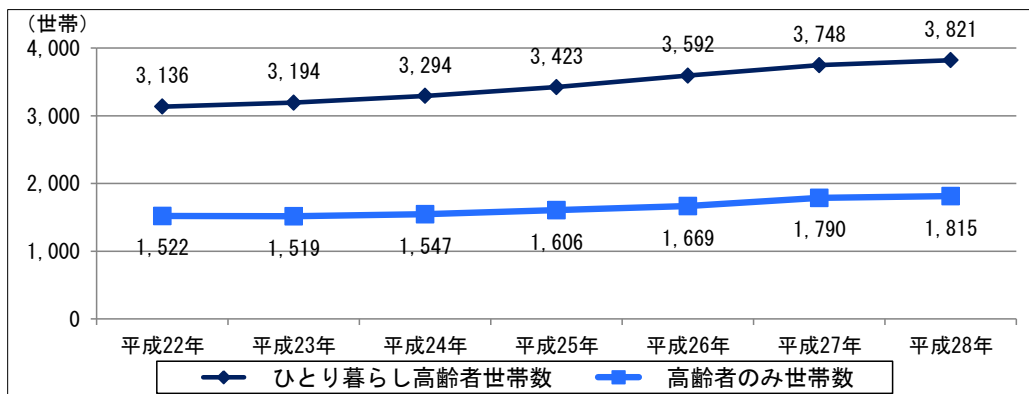


※平成22年、23年は日本人のみ、平成24年以降は外国人を含む
出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）、人口ビジョン（平成32年推計値）

ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯数の推移

ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯は、平成24年から平成28年までの4年間で、それぞれ16.0%、17.3%増加しています。同期間の高齢者人口が9.8%の増加であることから、比較的大きな伸びであるといえます。

ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯は、日常生活の困りごとや介護・介助等の外部からの支援の必要性が高い高齢者が増加しているといえます。



※平成22年～平成25年までは日本人のみ、平成26年以降は外国人を含む
出典：保健福祉部高齢介護課（各年1月1日現在）

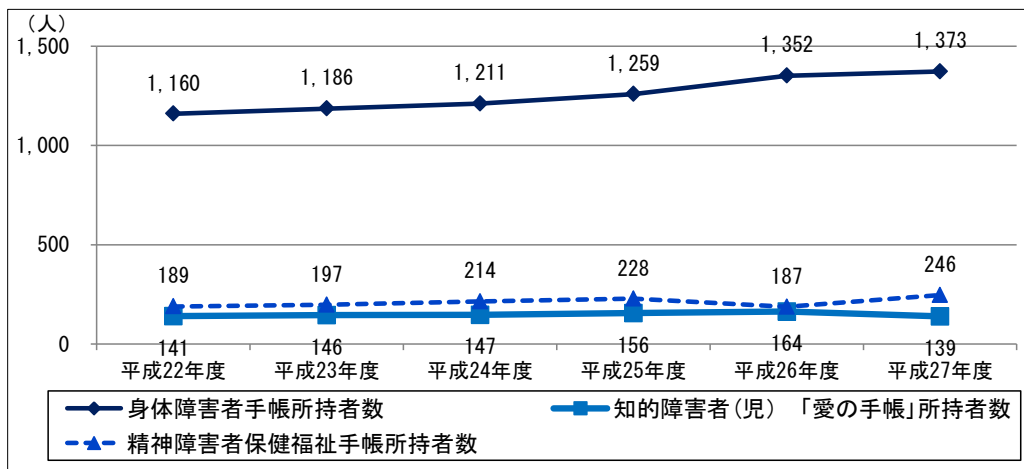
障害者数の推移

障害者数のうち、身体障害者は増加傾向が続き、平成22年度から平成27年度までの5年間で1,160人から1,373人へと18.4%増加しています。

知的障害者（児）は平成26年度までは増加傾向が続いていましたが、平成27年度には139人となり、前年度から25人減少しています。

精神障害者は平成25年度までは増加傾向が続いていましたが、平成26年度に一旦減少し、平成27年度には246人となっています。平成22年度からの5年間で30.2%増加しています。

障害者全体としては増加傾向がみられ、多様な特徴を持つさまざまな障害者が身近に増えている状況となっています。

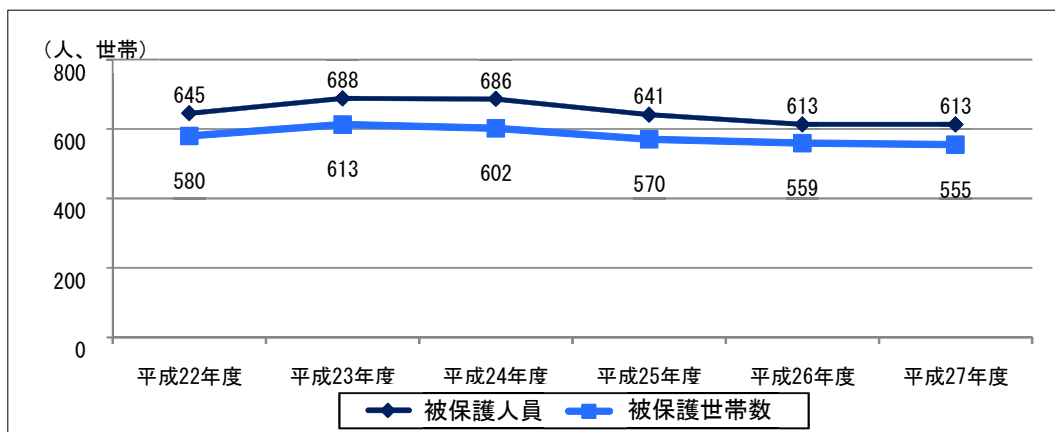


出典：保健福祉部障害者福祉課（各年度末現在）

生活保護の推移

生活保護の被保護人員、保護世帯数ともに、平成23年度までは増加傾向が続いていましたが、平成24年度以降は減少傾向にあり、平成27年度の被保護人員が613人、保護世帯数は555世帯となっており、平成22年度の人数、世帯数を下回っています。

被保護人員、保護世帯が景気動向に合わせて減少していると考えられる一方で、申請をせずに水面下で困窮している世帯が増えている可能性も考えられるため、実態を正確に把握することが必要です。



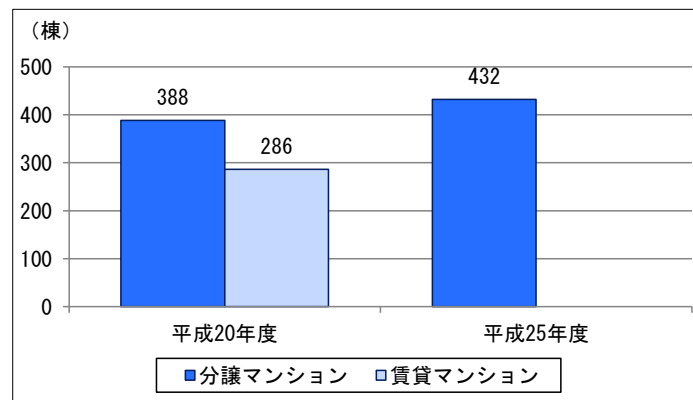
出典：東京都福祉行政、衛生行政統計（各年度末現在）

マンションの立地件数

区内の分譲マンション建設は、平成15年度から平成17年度にピークを迎え、リーマンショック後の平成21年度まで下落傾向が続いていましたが、その後供給が増え、平成25年度には432棟が立地しています。

また、賃貸マンションは、平成20年度には286棟が立地しています。

マンションの建設は、地域のまち並みや人口構成、コミュニティに大きな影響を与えることから、建設・分譲等の計画や実施状況等を随時把握していく必要があります。

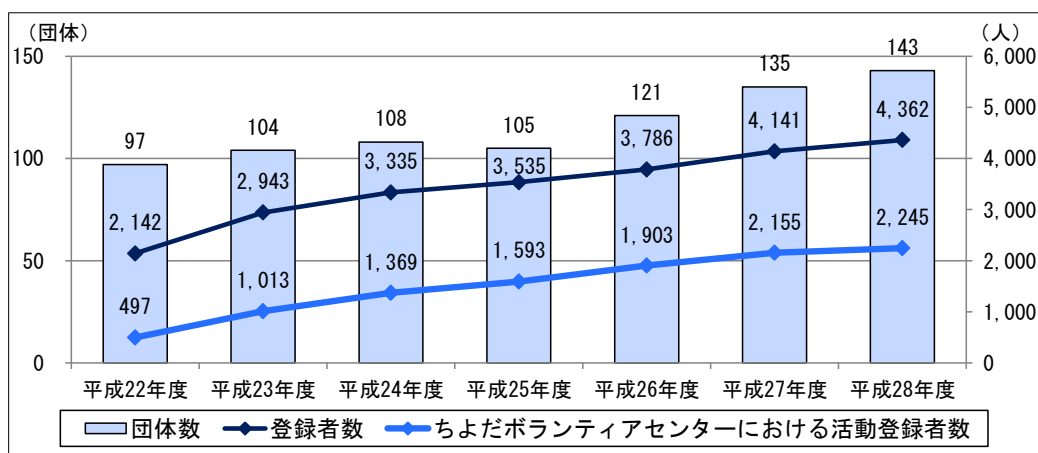


出典：まちみらい千代田調査資料
※賃貸マンションの棟数は、平成20年度のみ

2 地域資源の状況

ボランティア団体・NPO法人数、登録者数

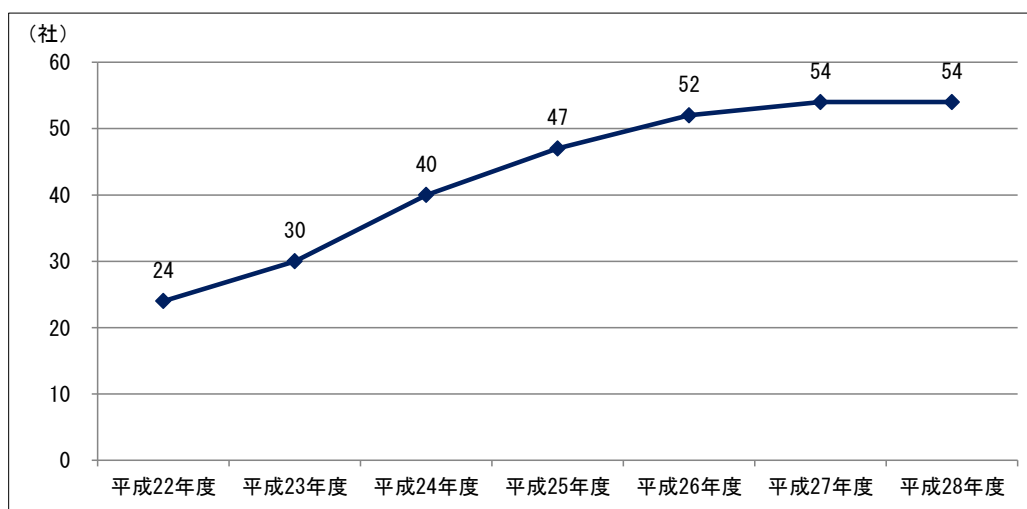
区内で活動するボランティア団体・NPO法人数と、登録者数等は、増加傾向が続いています。特に、東日本大震災発生後の平成23年度には、登録者数が平成22年度の2,142人から2,943人へと37.4%の増加となっています。また、ちよだボランティアセンターにおける活動登録者数は平成22年度の497人から平成23年度には1,013人へと2倍以上に増加しており、大規模な災害をきっかけに、ボランティア活動への関心が高まったものとみられます。



出典：千代田区社会福祉協議会

ちよだボランティアクラブ参加企業数

ちよだボランティアクラブへの参加企業数は、平成22年度から平成27年度までの5年間で24社から54社へと2.25倍に増加しています。企業のニーズをうかがいながら対応することで登録に結びついており、参加企業の増加につながっているとみられます。



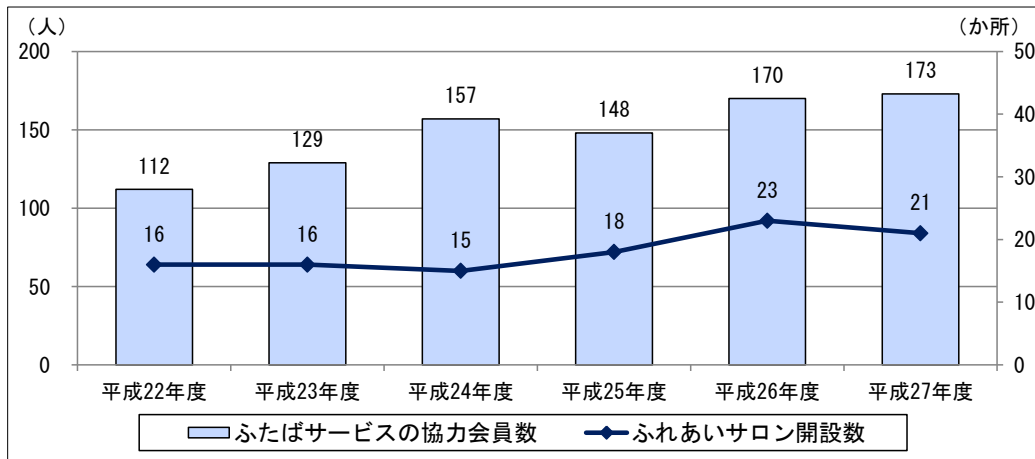
出典：千代田区社会福祉協議会

※ちよだボランティアクラブとは、ちよだボランティアセンターが運営する無料の会員制度。千代田区と企業が協働する仕組み。

ふたばサービスの協力会員数、ふれあいサロンの開設数の推移

ふたばサービス（住民参加型有償家事援助サービス）の協力会員数は、平成22年度から平成27年度までの5年間で112人から173人へと約1.5倍に増加しています。なお、新規登録者数は年々増加していますが、高齢や家庭の都合により退会する会員がみられる一方で、新たに参加する区民もみられるため、緩やかな増加となっています。

ふれあいサロン（ボランティア団体が運営する地域の交流の場）の開設数は、平成22年度以降増減を繰り返しており、平成22年度から平成27年度までの5年間で16か所から21か所へと、5か所増加しています。



出典：千代田区社会福祉協議会

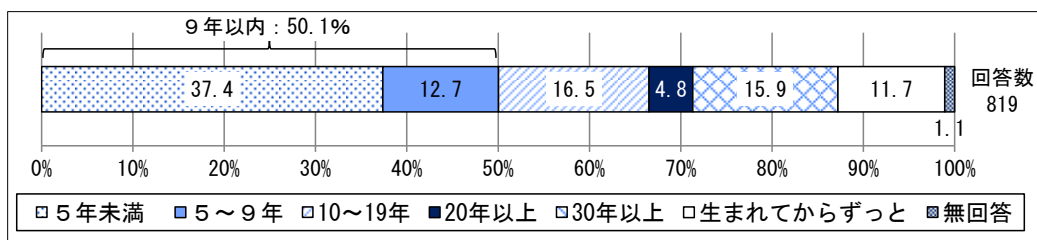
3 地域福祉にかかる区民意識

千代田区では、毎年「千代田区民世論調査」を行い、区民の意識を把握しています。本項においては、「千代田区民世論調査」における地域福祉の課題を整理します。

(1) 千代田区の居住年数（平成27年度）

千代田区の居住年数をみると、「5年未満」が37.4%となっています。さらに、「5～9年」と合わせると、「9年以内」が50.1%となっています。その一方で、「生まれてからずっと」は11.7%と1割程度にとどまっています。

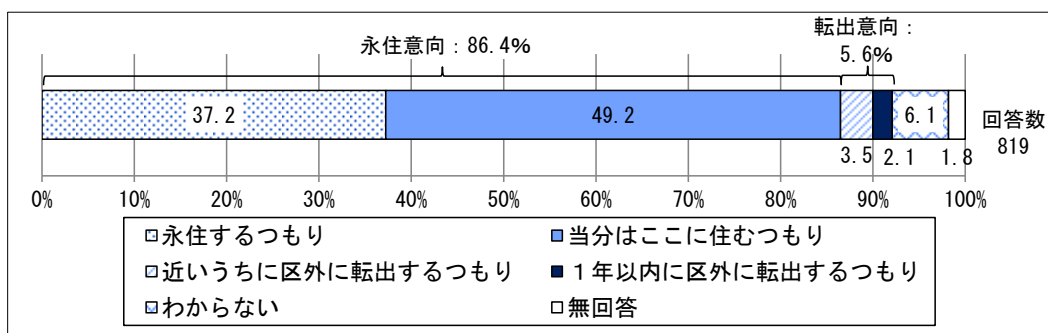
したがって、区内居住者は、10年以内の比較的新しい転入者が半数以上を占めているとみられます。



(2) 千代田区への永住意向（平成27年度）

千代田区への永住意向をみると、「永住するつもり」が37.2%、「当分はここに住むつもり」が49.2%となっており、合わせて86.4%が永住意向を持っています。その一方で、「近いうちに区外に転出するつもり」が3.5%、「1年以内に区外に転出するつもり」が2.1%となっており、合わせて5.6%が転出意向を持っています。

したがって、ほとんどの区民は、これからも千代田区での生活を続けていきたいと考えています。

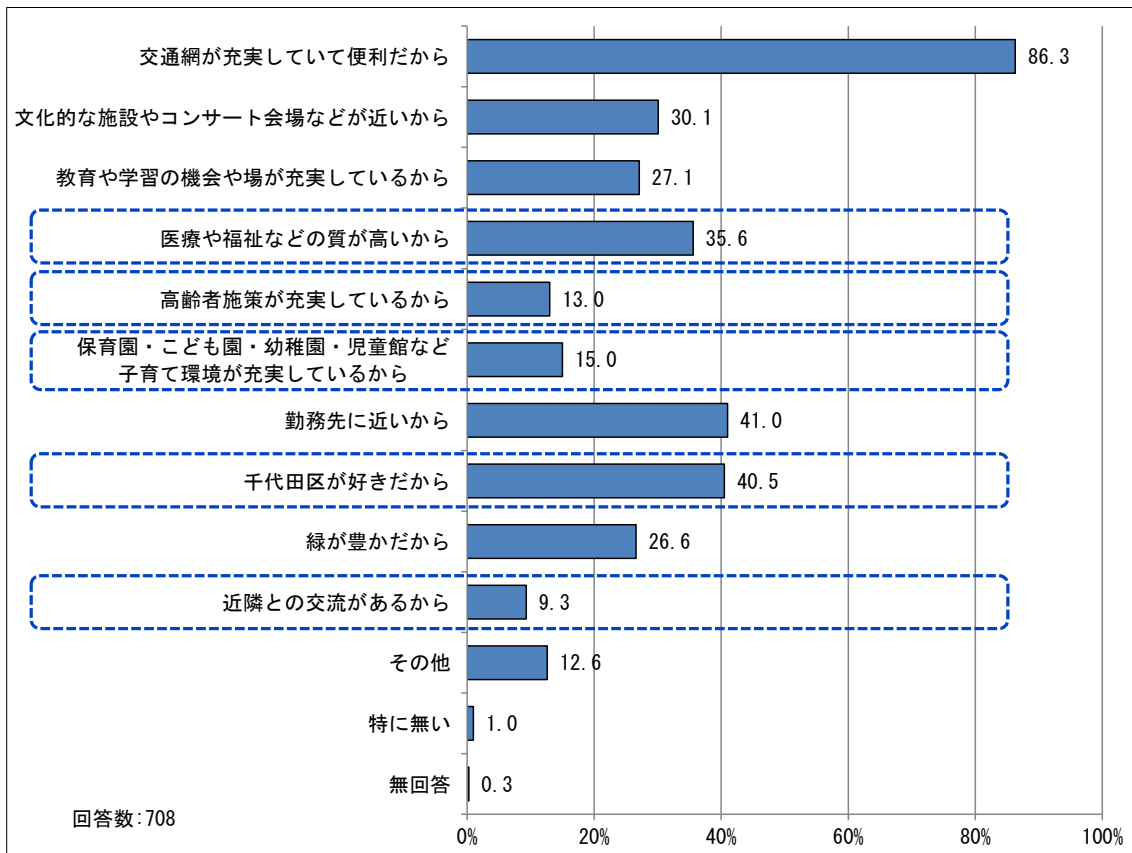


(3) 千代田区に住み続けたい理由（永住希望者のみ 平成27年度）

永住希望者について千代田区に住み続けたい理由をみると、「交通網が充実していて便利だから」が86.3%と最も高い割合となっています。

地域福祉に関する内容として、「医療や福祉などの質が高いから」が35.6%と比較的高い割合となっていますが、「高齢者施策が充実しているから」は13.0%、「保育園・こども園・幼稚園・児童館など子育て環境が充実しているから」は15.0%と、いずれも比較的低い割合となっています。

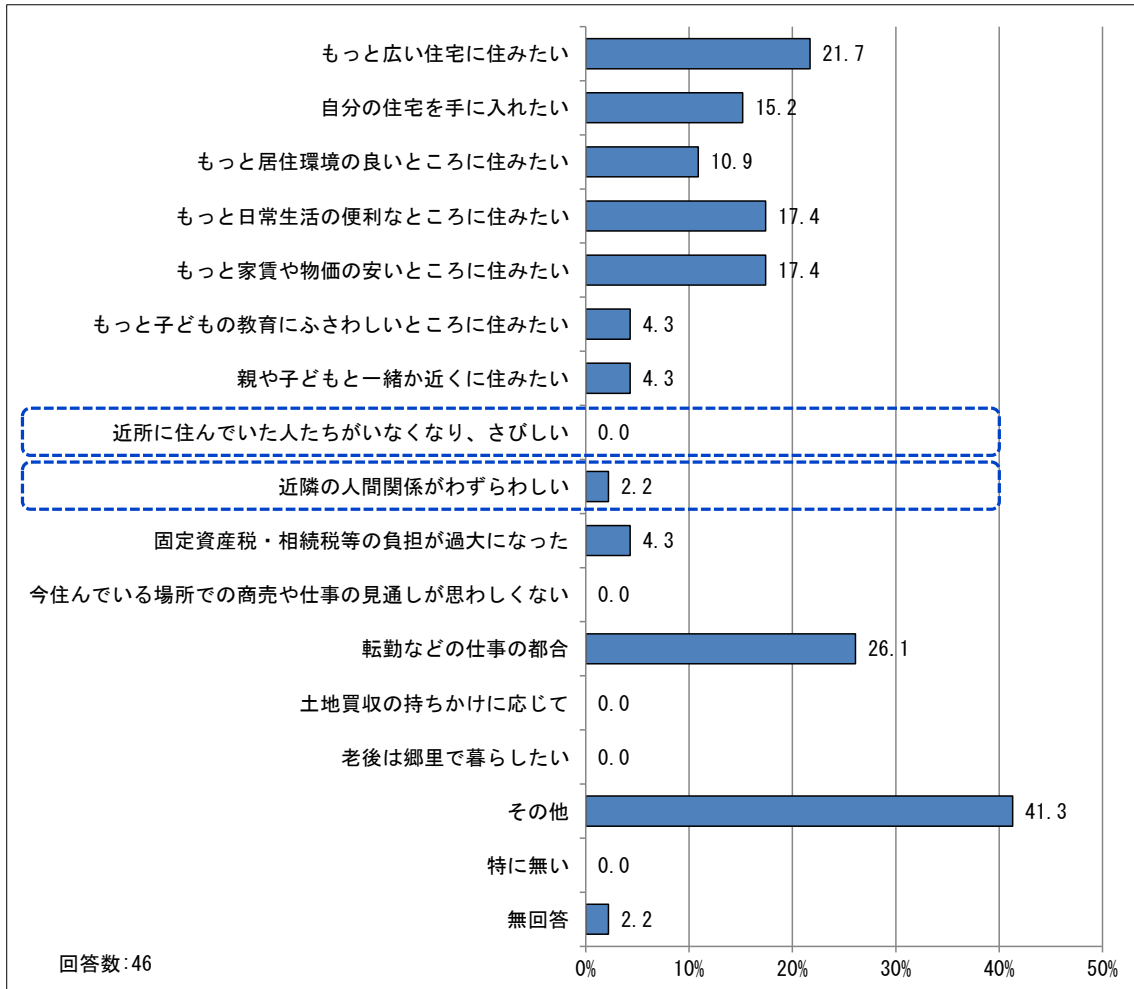
また、「千代田区が好きだから」が40.5%となっており、地域に愛着を持つ区民が多い一方で、「近隣との交流があるから」が9.3%となっており、近隣との交流や助け合いに魅力を感じて住み続ける区民は少数にとどまっています。



(4) 千代田区から転出したい理由（転出希望者のみ 平成27年度）

転出希望者について千代田区から転出したい理由をみると、明確な回答の中では「転勤などの仕事の都合」が26.1%と最も高くなっています。また、住宅や生活環境による理由の割合が比較的高くなっています。

なお、地域福祉に関連する内容として「近所に住んでいた人たちがいなくなり、さびしい」「近隣の人間関係がわずらわしい」との回答は少数にとどまっています。



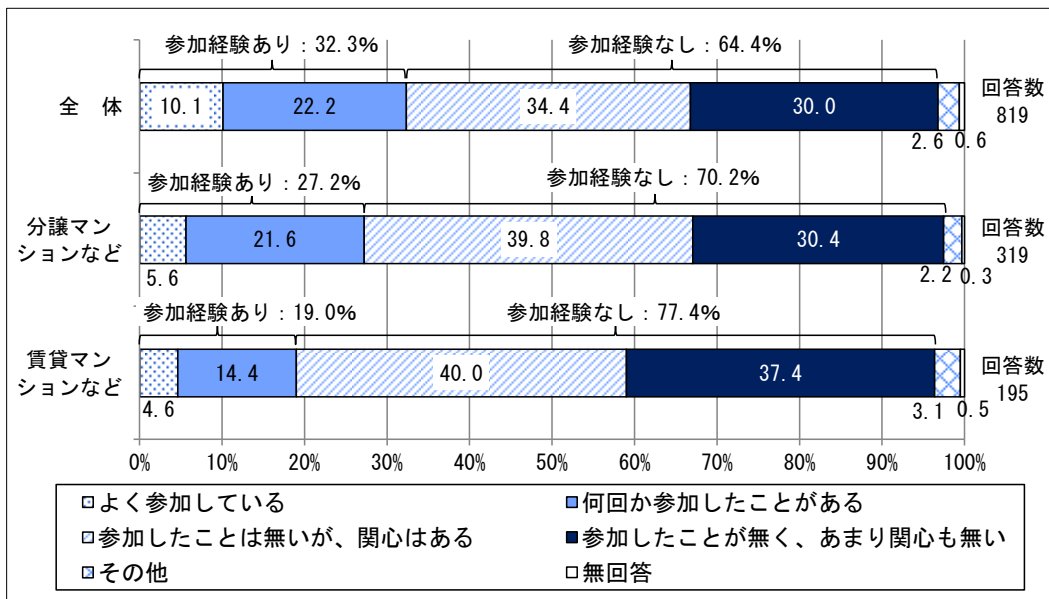
(5) 分譲・賃貸マンション別地域活動、ボランティア活動への参加状況
(平成27年度)

区民の地域活動、ボランティア活動への参加状況をみると、全体では「よく参加している」が10.1%、「何回か参加したことがある」が22.2%となっており、32.3%が「参加経験あり」となっています。その一方で、「参加したことは無いが、関心はある」と「参加したことが無く、あまり関心も無い」を合わせた「参加経験なし」は64.4%となっており、「参加経験あり」の約2倍となっています。

また、分譲マンション等の居住者でみると、「参加経験あり」が27.2%、「参加経験なし」が70.2%となっており、区民全体と比較すると、参加経験のない回答者が多くなっています。

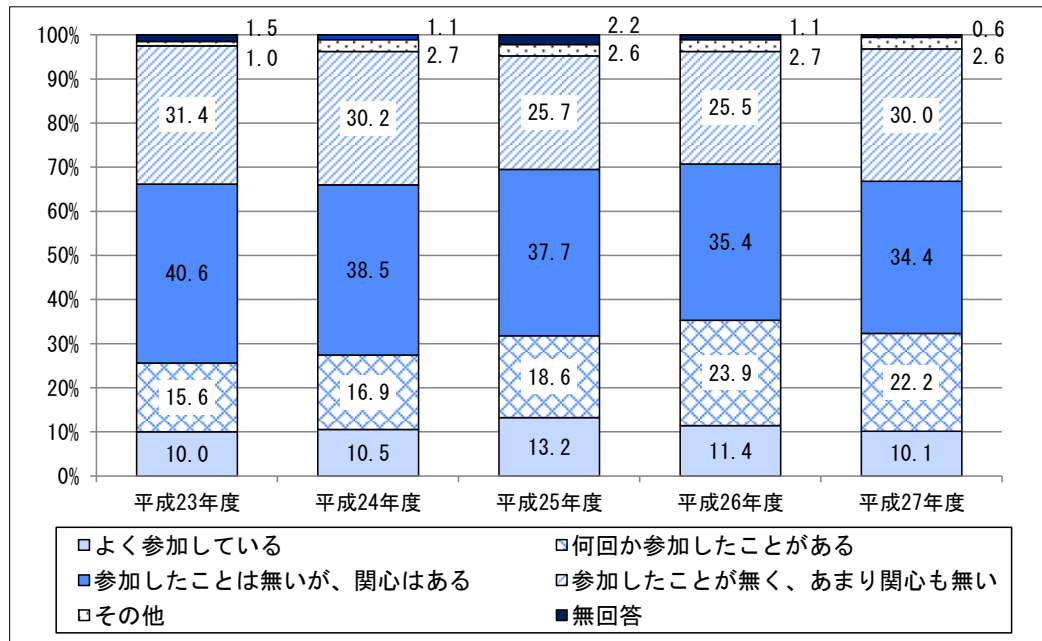
さらに、賃貸マンション等の居住者でみると、「参加経験あり」が19.0%、「参加経験なし」が77.4%となっており、さらに「参加経験なし」の割合が高くなっています。

このうち、「参加したことは無いが、関心はある」については、全体では34.4%ですが、分譲マンション等の居住者では39.8%、賃貸マンション等の居住者では40.0%となっており、マンション等の居住者の約4割は、今後地域活動等への参加が期待できます。



(6) 町会、地域の活動、ボランティア活動への参加状況の推移

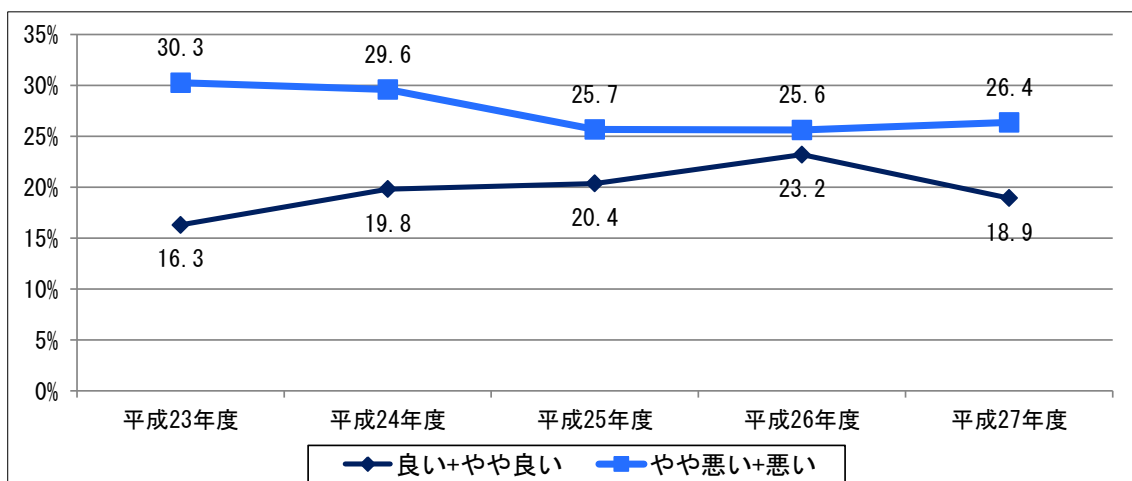
過去5か年の「町会・地域の活動、ボランティア活動への参加経験」の推移をみると、「よく参加している」が平成25年度まで増加傾向にありましたが、その後は減少し、平成27年度には10.1%となっています。また、「参加したことが無く、あまり関心も無い」は平成25年度、26年度は25%台でしたが、平成23年度、24年度、27年度は30%程度となっており、地域の活動への関心が高まりにくい状況となっています。



(7) 隣近所の交流の満足度の推移

過去5か年の「隣近所の交流」の回答の推移をみると、「良い+やや良い」の評価が平成26年度まで増加傾向にありましたが、平成27年度には減少しています。それに対して、「やや悪い+悪い」の評価は、平成26年度まで減少傾向にありましたが、平成27年度には増加しています。

なお、いずれの年度とも「やや悪い+悪い」が「良い+やや良い」を上回っており、地域住民の尽力にも関わらず、満足度の改善が停滞している状況となっています。

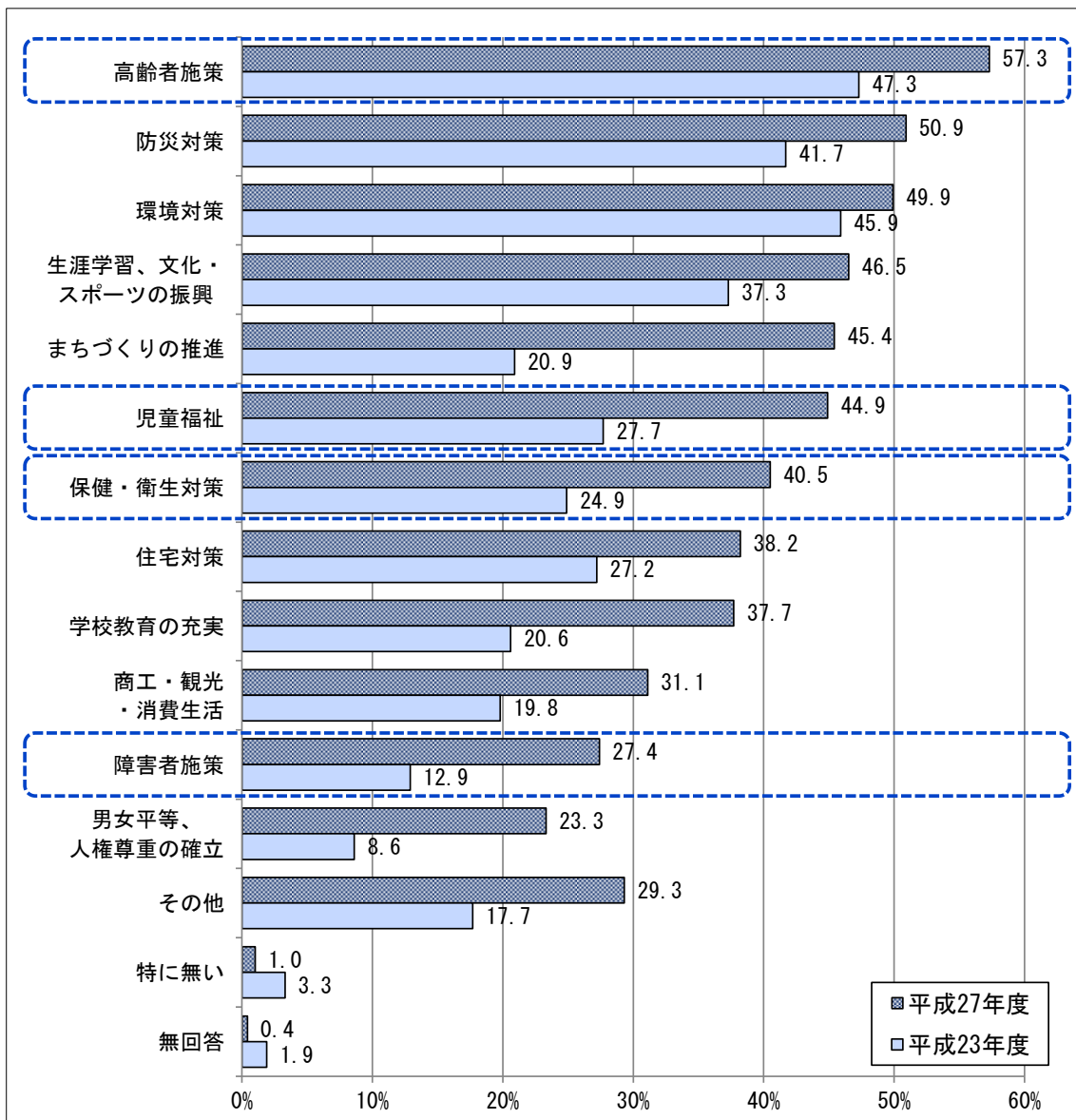


(8) 力を入れてほしい分野（平成23年度、平成27年度）

「力を入れてほしい分野」の平成27年度の傾向をみると、「高齢者施策」が57.3%と最も高い割合となっています。「高齢者施策」は平成23年度の調査でも最も割合が高く、常に関心の高い分野となっています。

このほか、地域福祉に関する分野として「児童福祉」が44.9%と半数近くの回答があり、平成23年度の27.7%と比較すると17.2ポイント上昇しています。「保健・衛生対策」も40.5%となっています。

また、「障害者施策」の27.4%は高齢者施策、児童福祉、保健・衛生対策より低い割合ですが、平成23年度の12.9%から14.5ポイントの大幅な上昇となっており、関心が高まっているとみられます。



4 これからの地域福祉にかかる課題

(1) マンション居住者の増加や企業立地等、千代田区の特徴に関する課題

- ① 近年、マンションの増加によって、千代田区では人口増加が続いています。すでに、区民の85%がマンション等集合住宅の居住者であり、旧来の区民との交流は限定的であるだけでなく、同じマンション等集合住宅の居住者とも接点を持たない居住者も増えています。
- ② 区内には事業所や大学等教育機関が多く、平日の日中には約80万人が活動しています。これらの人々と、区内に居住している約6万人の交流は限定的なものとなっています。
- ③ 区内における町会活動は、地域コミュニティの中心として活発な活動が行われていますが、転入者への周知啓発が不十分となっています。

(2) 身近な区民の支え合いに関する課題

- ① 高齢者や障害者は年々増加しています。また、障害者の高齢化も進んでおり、公的支援だけでなく、身近な区民による支え合いも必要となっています。
- ② ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯の増加傾向は、世帯全体の増加傾向と比べて大きく、今後もその傾向が続くと見込まれます。これらの世帯は、日常生活の困りごとや介護・介助等の外部からの支援が必要となっています。
- ③ 区社会福祉協議会を中心に進めてきた地域の居場所づくりを、新たな地域福祉活動や健康づくりへの取り組みにも活用する必要があります。
- ④ 幼少期から、高齢者や障害者等も含めた地域のさまざまな人々と自然な交流が行えるような福祉教育の充実が求められています。

(3) ボランティア活動、企業、地域活動団体等に関する課題

- ① 区民や団体等によるボランティア活動は、東日本大震災以降、参加者・参加団体が増えています。その一方で、これまでの参加者の中には高齢化や家庭の都合等により活動から離れる人もみられます。
- ② 企業のボランティア活動への参加も、東日本大震災以降増加してきましたが、新規参入する企業がある一方で、撤退する企業もみられます。
- ③ マンション居住者の約4割は地域活動、ボランティア活動に関心を持っており、今後、地域活動等への参加が期待できます。

(4) ニーズの多様化に関する課題

- ① 高齢者福祉、児童福祉を中心に、民間事業者の参入が進み、多様化も進んでいますが、過不足がないよう適正なサービス供給が必要です。
- ② 福祉制度の利用について、ひとり親家庭、DV被害者、生活困窮者等、表面化していない潜在的な支援ニーズがあると考えられます。
- ③ 支援が必要とみられる区民の一部には、支援の拒否や、家庭内での問題の抱え込みもみられ、問題の潜在化・深刻化につながる恐れがあります。

(5) 相談対応、苦情対応、サービスの質の向上に関する課題

- ① 地域福祉に関する法制度の改正は頻繁に行われており、その内容が正確に利用者へ伝わらない場合があります。
- ② 福祉サービスについて、これまでも、外部機関によるサービス評価を行い、サービスの質の向上に努めてきました。しかし、相変わらず苦情や相談が寄せられる状況にあります

(6) 住宅、インフラに関する課題

- ① 高齢者世帯住宅のバリアフリー化、住宅の耐震化、高齢者向け住宅の供給を進めてきましたが、高齢者世帯住宅の耐震化が進まない状況です。
- ② 区内の公共施設や道路、駅等において、段差の解消や多目的トイレの設置等バリアフリー化を進めており、これらの状況は地図情報として作成しています。しかし多目的トイレを着替え等に使用し、必要な人が使えない場合があります、利用者のモラル向上が求められます。
- ③ 平成27年度に地域福祉交通「風ぐるま」の車両、運行ルート、運賃、タイヤの改正を行い、利用者の意見を募集したところ、さまざまな要望を受けました。

(7) 災害時の支援に関する課題

- ① いつ発生するか予測できない地震等の災害に備え、高齢者や障害者等の災害時要援護者については、あらかじめ避難時の支援策、避難所での支援策を検討しておく必要があります。また、千代田区は、区内に居住している区職員が少なく、特に夜間・休日の災害発生直後に活動できる職員は限定的になるとみられます。
- ② 過去の大規模災害の経験を参考に、さらなる体制強化に努める必要があります。
- ③ 区内には、多くの大学や企業が立地し、災害時には地域にとって大きな支えとなりうる存在ですが、区内大学や企業と区民との災害時の相互支援について、さらなる検討が必要です。
- ④ 福祉避難所として、区内では4か所の施設が指定されていますが、大規模災害時に十分に対応できるか、不安な面もあります。
今後は、福祉避難所としての機能の強化が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

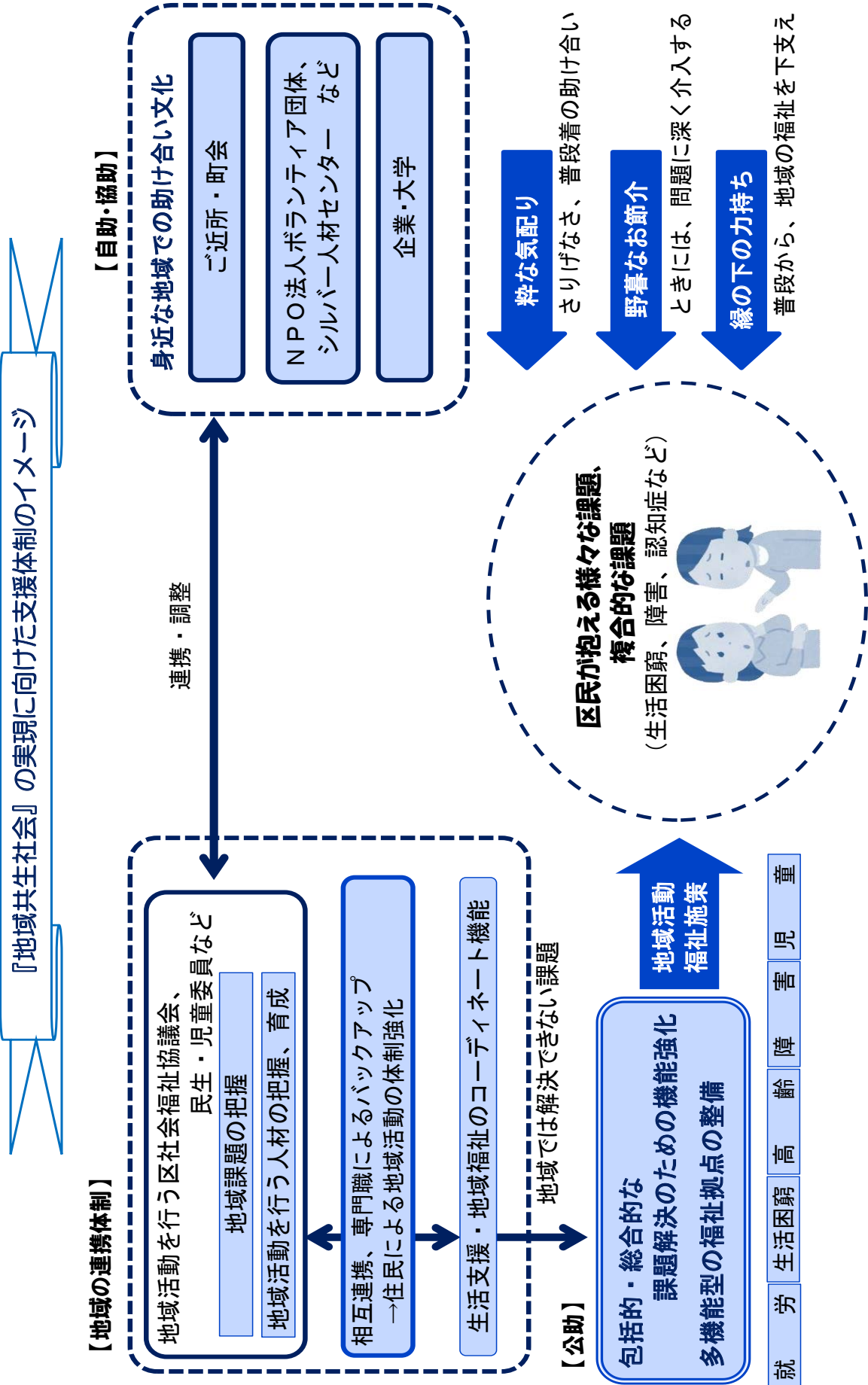
地域で暮らす多様な人々が、つながり、支え合う、 「地域共生社会」を実現する

千代田区は、東京都心に位置し、首都東京の機能を備えた特色のある地域です。立法・司法・行政の三権が集中するとともに経済と金融の中心地である一方、古くからの伝統が息づくまちとしても栄えてきました。

近年、マンション等集合住宅の増加により、子育て世代の流入が多く、年少人口も年々増加しています。その一方で、ひとり暮らし高齢者世帯および高齢者のみの世帯も増加しています。マンション等集合住宅に住む人口が85%を占めている現状を見ると、家族や地域社会のあり方が大きく変化し、従来の「支え合い」の機能を越えた関係性を模索する時代になりました。

今後、地域福祉を推進していくにあたり、「支える人」と「支えられる人」という意識を改め、自助・協力の力を再構築し、日中の活動者も含めて多様な人々とともにあらゆるニーズに対して支え合う「地域共生社会」の実現を目指します。

そのため、地域に古くから受け継がれる、さりげない心配りや振る舞いのできる助け合いの文化を福祉にも生かしながら、高齢者福祉施策で示されている「地域包括ケアシステム」をさらに拡大・深化させ、福祉ニーズのあるすべての人を支援できる体制を構築します。



2 基本目標

基本理念に掲げる「地域共生社会」を実現するため、以下の基本目標を設定します。

1 人にも街にも気軽にふれあえる、「ふらっと」な福祉のまちづくり

区内の多様な人々が、さりげなく、自然に助け合うことができるよう、ソフトとハードの両面からまちづくりを進め、地域で暮らす人や活動する人すべてが「ふらっと」気軽に出かけ、人と出会えるまちにしていきます。

そのためには、多様性を認め合う福祉教育、日常から災害時まで地域で安心して生活できる支援や都市基盤の整備に取り組みます。

2 支援を必要とするすべての人が適切な支援を受けられる、360度まるごとケアシステムづくり

地域で複合的な問題を抱えている区民に対し、公助だけでなく、自助・協助も含めたさまざまなアプローチから支援する、全方位的な360度まるごとケアシステムづくりを進めます。

そのためには、地域で支え合う仕組みの再構築、福祉サービスの適切な量と質の確保や情報提供、権利を守る仕組みの整備、医療的支援の充実に取り組み、支援を必要とするすべての人が制度の狭間に落ちることのないよう、適切な支援を行います。

3 地域で活躍できる、福祉の担い手づくり

町会や地域活動団体、NPO法人、ボランティア団体等が行う地域福祉活動に、一人でも多くの人に関心を持ち、積極的に関わることができるよう、誰もが地域で活躍できる、福祉活動の土台をつくります。

地域福祉活動についての情報の提供、多様な主体や働くことを通して行う地域福祉活動、福祉人材の育成に取り組み、地域福祉活動の協働関係の構築を進めます。

第4章 推進施策

本章は、第3章で掲げた基本理念、基本目標の実現に向けた推進施策を記述したものです。

各施策は、区だけで実現できるものではなく、地域で生活・活動する、すべての区民や組織・団体等の協力や活動により実現が可能となります。そのため、各推進施策には「区の役割」と「個人や地域にできること」を記述しています。区民や地域団体のみなさんも、できる範囲の取り組みをお願いします。

施策体系図

目標1 人にも街にも気軽にふれあえる、「ふらっと」な福祉のまちづくり

- (1) 外出したくなる地域づくり
- (2) 居住の安定確保
- (3) 地域の中心となる福祉拠点機能の検討
- (4) 幼少期からの福祉教育の充実
- (5) 障害者や外国人への配慮
- (6) 災害時における地域の体制整備

目標2 支援を必要とするすべての人が適切な支援を受けられる、360度まるごとケアシステムづくり

- (1) 地域福祉の中心となる地域包括ケアシステムの充実
- (2) 地域課題解決のための体制強化
- (3) 人権尊重と権利擁護の推進
- (4) 福祉サービス事業者の活動支援・サービスの向上支援の充実
- (5) 健康づくりの推進
- (6) 福祉施策や地域活動に関する情報提供の充実

目標3 地域で活躍できる、福祉の担い手づくり

- (1) 福祉の担い手づくり・人材育成
- (2) 地域福祉活動への参加促進
- (3) 区民同士の協働関係の構築および充実
- (4) 地域福祉活動を行う主体への支援

目標1 人にも街にも気軽にふれあえる、 「ふらっと」な福祉のまちづくり

(1) 外出したくなる地域づくり

施策の方向性

障害や加齢、妊娠等により外出する意欲が低下することで、引きこもりや閉じこもりがちになり、外部との交流が減少する傾向にあります。心身の状況に関わらず、外出したくなるような生きがいがづくりや、気軽に安心して外出できる安全でフラットなまち並みを整備することが求められます。

今後も、ハード面では誰もが気軽に安心して外出できるよう、道路や交通機関、公共施設等のバリアフリー化を引き続き進めます。ソフト面では外出したくなるような機会の創出や、地域とふれあう場を提供します。

【区の役割】

- 閉じこもりによる影響で増大する、寝たきりや認知症のリスクを周知します。
- 生きがいを感じられるような社会参加や、趣味を通じた仲間づくり等を目的に、ふらっと立ち寄れる場を増やし、外出の機会や地域とふれあう場を提供します。
- 道路や交通機関、公共施設等のバリアフリー化を推進します。
- 誰もが気軽に外出したくなる地域の居場所を整備し、それらの情報をバリアフリーマップ等の地図情報に掲載し、区民へ発信します。
- 地域福祉交通「風ぐるま」を運行し、地域の足としての面的な移動を支援します。

【個人や地域にできること】

- 点字ブロック上に自転車等の障害物を置かないようにするなど、誰もが外出しやすい地域となるように、できることから意識して取り組みましょう。(個人)
- 区や社会福祉協議会が実施する講座や講習会等に積極的に参加し、外出を楽しみましょう。(個人)
- 地域のイベント等、ご近所同士お互いに誘い合って参加しましょう。(地域)

(2) 居住の安定確保

施策の方向性

加齢や障害、病気等により心身の状況に変化があっても、住み慣れた地域での生活を希望する区民や、より暮らしやすい住宅や施設への住み替え希望者が多くみられます。

今後は、心身の状況や生活スタイル等に応じて、住みやすい住宅で安心して暮らせるよう、住宅改修への支援や高齢者・障害者向け住宅の適切な供給を図ります。

また、区内で医療機関や福祉サービス事業者に対して、勤務する医師や看護師、介護士や保育士等の職務住宅の施設内への併設や、近隣の民間住宅の確保を支援し、24時間対応の施設職員の負担軽減を図ります。

【区の役割】

- それぞれの心身の状況に対応できるよう、住み慣れた自宅の改修や施設への住み替えを円滑にできるよう支援します。
- 高齢者向け住宅を整備する際は、見守りや災害時の支援、介護予防・認知症予防、地域交流の観点から、一般向け・障害者向け住宅との併設を検討します。
- 入居者同士や地域との交流、見守り等の支え合いの仕組みづくりを構築します。

【個人や地域にできること】

- 心身の状況等で、現在の居宅が住みにくいと感じたときは、近所や区、関係機関に相談しましょう。(個人)
- 地域の高齢者等を訪問した際、住みにくそうだと感じた場合や、住まいについての相談を受けたときは、区や関係機関に連絡しましょう。(地域)

(3) 地域の中心となる福祉拠点の検討

施策の方向性

高齢者や障害者、児童の施設については、区内各所に配置され、それぞれの専門性を発揮して利用者への支援を行っています。複合的な問題については、各分野の専門職が連携し対応しています。

今後は、地域福祉を推進する観点から、機能を分化した対象別の施設だけでなく、高齢者や障害者、子ども等を対象に、居場所の提供、相談、見守り、通所サービス等の支援を柔軟に組み合わせて提供する「多世代交流・多機能型福祉拠点」の設置を検討します。

【区の役割】

- 現在の各分野の拠点機能や複合的な問題への対応方法等について、より効果の高い対応に向けた検討を進めます。
- 「多世代交流・多機能型福祉拠点」の機能・あり方について検討し、誰もが活躍できる場を創出します。

【個人や地域にできること】

- 区民一人ひとりがそれぞれの役割を持ち、地域づくりに一役買しましょう。
(個人)

(4) 幼少期からの福祉教育の充実

施策の方向性

地域にはさまざまな人が生活し、活動しています。これらの多様な人々と区民が幼少期からふれあい、ともに過ごすことで、豊かな人格形成と助け合いの意識の醸成につながります。

今後も、あらゆる機会を通じて、高齢者や障害者等との境目のない交流を促進し、ともに学ぶ機会の創出や、保育所や幼稚園、小・中学校の各段階において、福祉教育や多様性を認め合う教育を継続的に実施します。

【区の役割】

- 地域のさまざまな人への親しみや敬う気持ちを育むために、福祉サービス事業者や地域との交流等、多様な人々とふれあう機会を創出します。
- お互いの人格と個性を尊重し合う気持ちを育むため、福祉教育の充実を図ります。
- 街中にある多目的トイレの優先利用や、点字ブロック上に障害物を置かないようにするといった障害者や高齢者のための、マナーの向上に向けた意識啓発に努めます。
- 障害への理解や共生意識、人権意識を高めるための講座・講習会等、さまざまな事業を実施します。

【個人や地域にできること】

- 区や社会福祉協議会等が実施する講座や講習会等に積極的に参加し、地域福祉への理解を深めましょう。(個人)
- 家庭や地域、関係団体等が連携し、地域全体で子育てを応援しましょう。(地域)
- 日頃から、地域の中で積極的にあいさつを交わすなど、お互いに声を掛け合い、困ったときは助け合える関係を築きましょう。(地域)

(5) 障害者や外国人への配慮

施策の方向性

区では平成28年度に、障害者の意思疎通の手段に関して、選択の機会の確保と拡大を図ることや、障害のある人もない人も分け隔てなく相互に理解し暮らすことのできる地域社会を築くことを目的に、「千代田区障害者の意思疎通に関する条例」を制定しました。

また、千代田区には15か国の大使館・領事館があり、外国からの観光客や留学生等、多くの外国人が来訪します。現在国で進められている外国からの観光客誘致や、2020年に開催されるオリンピック・パラリンピック等の大規模イベント等により、その数はさらに増加することが予想されます。

今後は、障害者や外国人に対する配慮をさらに進めるとともに、区や関係機関等の職員がこれらの人々と円滑な意思疎通を図ることができるようにします。

【区の役割】

- 区内に設置されている各種案内表示等のサインを、周辺のまち並みや景観にも配慮して、分かりやすい表示へと整備します。
- 外国人も利用できるバリアフリーマップや防災パンフレットの作成、サイン表示といった各種情報のユニバーサル化を推進します。
- 通訳機能付タブレットを導入し、外国語や手話による意思疎通をスムーズに行い、窓口での手続きや説明等サービスの向上を図ります。
- 障害への理解や共生意識、人権意識を高める事業やさまざまな講座や講習会等を実施します。

【個人や地域にできること】

- 区や社会福祉協議会が実施する障害への理解や共生意識、人権意識を高める事業やさまざまな講座や講習会等に積極的に参加し、理解を深めましょう。(個人)
- 興味・関心があれば手話や外国語を勉強し、多様な人々と意思疎通を図りましょう。(個人)
- 街で困っている人を見かけたら、声を掛け、手助けしましょう。(個人)
- 地域、ボランティア団体、関係団体等多くの人がつながりを持ちましょう。(地域)

(6) 災害時における地域の体制整備

施策の方向性

近年、大規模な自然災害が増え、災害時に速やかに避難することが難しい高齢者や障害者等の災害時要援護者の安全確保が大きな課題となっています。特に本区では、発災直後に駆けつけられる職員の数が他区と比べて少ないことから、速やかな避難のためには地域の自助・協力が欠かせません。また、避難した後でも心身のケアが必要な避難者も多くみられ、さまざまな視点での体制整備に取り組むことが必要です。

今後も、区民の命の安全確保に向けた取り組みを最優先に行うとともに、過去の災害を教訓に、さまざまな視点での体制整備を進めます。

【区の役割】

- 災害時に支援が必要な区民（災害時要援護者）の状況把握や避難行動支援、避難所での生活支援に向けた体制整備を進めます。
- 避難準備情報が発令されたときに、災害時要援護者を含めた多くの区民に対し、速やかに情報を伝える体制と方法を随時検証し改善します。
- 地域防災組織と区民との連携や、区内の企業や大学との相互支援、災害ボランティアの育成・確保等、災害時の助け合いの意識の向上と協力体制の充実に努めます。
- 既存の福祉避難所において、運営体制を随時検証し、体制の充実に努めます。

【個人や地域にできること】

- 日頃から防災への意識を高め、地域が一体となった避難所運営や、高齢者や障害者等、災害時要援護者の把握に努めましょう。（個人・地域）
- 地域で実施する防災訓練や避難訓練に積極的に参加しましょう。（個人）
- 自分自身の心身の状況に応じて、災害時の支援策を活用しましょう。（個人）

目標2 支援を必要とするすべての人が適切な支援を受けられる、 360度まるごとケアシステムづくり

(1) 地域福祉の中心となる地域包括ケアシステムの充実

施策の方向性

本区では、これまでも地域で困りごとを抱える区民の支援のために、各分野の専門職が中心となり、それぞれの分野で連携をし、支援を行ってきました。

今後は、高齢者福祉を目的にスタートした「地域包括ケアシステム」をさらに拡大・深化させ、高齢者だけでなく、地域で課題を抱えて生活するあらゆる区民を対象に、支援するための体制の整備と充実を図ります。

「地域包括ケアシステム」は、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制です。

【区の役割】

- 多職種の連携促進に努め、課題を抱えるあらゆる区民を対象とした「地域包括ケアシステム」の拡大・深化を図り、複合的な問題に対して横断的に連携し、対応します。
- 「地域包括ケアシステム」を構成する組織、地域で活動する各主体に協力を求め、体制の充実に努めます。

【個人や地域にできること】

- 区民一人ひとりが地域における役割を担う意識を持ちましょう。(個人)
- さまざまな分野の専門職の役割・機能について理解を深めましょう。(個人)
- 地域福祉を担うNPO法人やボランティア団体は、地域のニーズを捉えた活動に努めるとともに、地域の支援活動に積極的に参加・協力しましょう。(地域)
- 近隣や身近な人と地域での福祉活動について話し合ってみましょう。(地域)

(2) 地域課題解決のための体制強化

施策の方向性

生活に困りごとを抱えている区民の中には自ら支援を求める人もいますが、その一方で、支援を受けずに可能な限り自分の力で状況の改善を目指す人や、支援を求めることや相談することに抵抗感を持つ人等がいます。こうした潜在的になりがちな個別の生活課題や地域課題を把握し、解決する必要があります。

また、区の特性として、マンション等集合住宅で生活する区民も多いことから、地域の活動主体の目が届かず、生活実態が見えにくいという現状もあります。そのため、状況に応じて、相談を待つだけではなく、困りごとを抱える区民に対して積極的なアプローチも必要です。

今後も、区は、相談を待つだけではなく、近隣の居住者や地域の活動団体等から情報を収集し、支援を必要とする区民の情報を的確かつ速やかに把握するとともに、当事者が深刻な状況に陥る前に積極的にアプローチする体制の構築を進めます。また、区民の地域福祉活動を支援するため、既存の制度やサービスだけでは対応できない課題に対して、解決につなげるコーディネート機能を強化します。

【区の役割】

- マンション等集合住宅に居住する区民の、生活課題の状況把握に努めます。
- 地域で活動する主体と連携して情報を把握し、事態が深刻化する前に対応し、状況の改善を図ります。
- 生活困窮者の発見や個別の相談から、自立支援へとつながられるよう、積極的なアプローチ体制を構築します。
- 各分野に関わる組織・専門職の連携強化に努め、複合的な問題に対して横断的に連携し、対応します。
- 地域での相談に対し、地域福祉・生活支援コーディネート機能を設置し、総合的な調整機能を充実させるとともに、相談から適切なサービスへつなげる仕組みをつくりまします。

【個人や地域にできること】

- 自己の問題や、親しい人から相談された問題は一人で抱え込まず、まずは身近な人に相談しましょう。(個人)
- 日常生活や企業活動の中で、日常との変化に気づいた場合は声を掛けて様子を確認し、必要に応じて区や関係機関に情報を提供しましょう。(個人・地域)
- 日頃から、地域の中でお互いに声を掛け合い、困ったときは助け合える関係を築きましょう。(個人・地域)

(3) 人権尊重と権利擁護の推進

施策の方向性

一人ひとりが持つべき権利や人権が、虐待等により脅かされる問題が後を絶ちません。これらの問題は、その多くが施設や家庭内で行われるため発見が難しく、本人自らが助けを求めることは大変難しいのが実情です。一方、地域には、さまざまな人が生活をしています。外国人やLGBT（性的マイノリティー）等、多様な生き方を理解する必要もあります。

今後も、区では、虐待を重大な人権侵害と捉え、地域の区民の協力も得ながら、虐待を受けている高齢者や障害者、子ども等の早期発見と迅速な問題解決に努めていきます。また、認知症や精神障害・知的障害等がある方への成年後見制度の普及・利用促進を進めるとともに、多様な人々が地域で安心して生活できる地域の実現を目指します。

【区の役割】

- 個人情報に配慮しながら、身体的・経済的虐待等により人権や権利が侵害されている区民へのアプローチ体制を強化します。
- 虐待防止の啓発活動や関係部署との連携強化を図り、高齢者、障害者、子どもに対する虐待を防止するとともに、DV等配偶者の暴力から被害者を守る取り組みを進めます。
- 認知症の人や障害者等の権利・財産を保護するため、福祉サービス利用支援事業や成年後見制度の普及・利用促進に努めます。

【個人や地域にできること】

- 区や社会福祉協議会で実施している、区民向け成年後見講座等の権利擁護に関する事業やイベントを活用し、成年後見制度についての理解を深めましょう。（個人）
- 地域の中で、虐待や暴力を受けている可能性のある高齢者や障害者、子ども等の情報を把握したとき、また、判断能力が危ぶまれる方を発見した場合は、速やかに区や関係機関に連絡・相談しましょう。（個人・地域）
- 日常生活の中でお互いを思いやり、差別や偏見のない地域づくりを進めましょう。（地域）

(4) 福祉サービス事業者の活動支援・サービスの向上支援の充実

施策の方向性

要介護認定者や認知症高齢者、障害者、乳幼児等を対象にした福祉サービスは年々充実し、支援の対象や内容も拡大しています。また、福祉サービスを提供する事業者も増加する中で、引き続き良質な福祉サービスの安定的な確保に努める必要があります。その一方で、介護報酬の見直しや福祉人材の確保等、福祉サービスを取り巻く環境は依然として厳しい状況となっています。

今後も、多様な経営主体の参入を促すための支援策を講じ、サービスの量と質の確保を図り、サービス利用者の選択肢を広げます。

【区の役割】

- 良質な福祉サービスを安定的に供給するため、社会福祉法人やNPO法人等の新規参入を促進します。
- 地域の実情に応じて、多様な主体が多様なサービスを実施できるような体制づくりを進めます。
- 福祉サービスの量と質の確保・向上を図るため、福祉サービスの提供に関わる人材の育成・確保を支援します。
- 福祉サービス第三者評価の受審の促進、指定管理者施設のモニタリング等を実施し、サービスの質の向上を図ります。
- 福祉サービス事業者での就業環境や雇用状況等の実態把握に努め、環境改善を支援することで、就業者が安心して働ける職場環境づくりを促進します。

【個人や地域にできること】

- サービスを選択するときは、第三者評価のインターネットサイト等から自ら情報を収集しましょう。(個人)
- 地域で活動する団体は、区と協働して、地域のニーズや課題解決に対応した活動や福祉サービスを提供しましょう。(地域)
- 福祉サービス事業者は、サービス評価制度の受審により、サービス事業者としての質を高めましょう。(地域)

(5) 健康づくりの推進

施策の方向性

いつまでも地域で心身ともに充実した生活を送るためには、区民一人ひとりが自らの健康づくりに取り組むことが必要です。

そのためには、食事や運動等の日常生活において健康的な習慣を身につけるとともに、日頃から趣味を通じた仲間や地域の人々との交流、ボランティア活動や地域コミュニティへの参加等、周囲の人との関わりを積極的に持ち、日常の社会活動の範囲を広げることが大切です。

また、生活習慣病等の生活の質を損なう病気を予防するため、定期的な健（検）診の受診により、自分自身の健康状態を把握し、生活習慣の改善に努めることも大切です。

今後も、区は、区民の主体的な地域活動の支援を行うとともに、健（検）診の実施や世代に応じた健康増進に向けたサービスの提供により、生涯を通じた健康づくりの推進を図ります。

【区の役割】

- 区民が自ら健康づくりに取り組むことができるよう、健康的な生活習慣や社会活動への参加についての情報提供と啓発に努めます。
- 気軽に地域活動に参加し、交流の輪を広げることができるよう、地域の健康づくり活動やボランティア活動、地域コミュニティの活動を支援します。
- 区民が自分自身の健康状態を把握できるよう、各種健（検）診を実施し、受診率の向上に努めます。
- 区や区民の特性に合わせた健康づくり計画や対策を検討し、対象や世代に応じた取り組みを進めます。

【個人や地域にできること】

- 区や地域で開催するイベントや活動に参加するなど、積極的に外出して、地域の人と交流するようにしましょう。（個人）
- 身近な場所に楽しんで続けられる活動を見つけ、信頼できる仲間づくりに努めましょう。（個人）
- バランスの良い食事や定期的な運動等、健康的な生活習慣を続けるようにしましょう。（個人）
- 定期的に健康診断やがん検診を受け、病気の早期発見、早期治療と生活習慣の見直しを行いましょう。（個人）
- 同じ趣味を持つ仲間同士でグループをつくり、心身の健康づくりを実践しましょう。（地域）

(6) 福祉施策や地域活動に関する情報提供の充実

施策の方向性

多くの区民が福祉施策について理解することや、地域活動に参加するためには、これらの情報が広く正確に周知されていることが重要です。そのためには、区民一人ひとりに、支援制度に関する情報提供が適切に行われる必要があります。また、本区では大規模マンションを中心に、区外からの転入者が増加していることから、転入者に対しても地域情報の提供が必要です。

今後も、さまざまな機会を通じて区民に向けた適切な情報提供を行っていきます。

【区の役割】

- 地域で活動する団体や機関等が主催するイベント・行事、活動等、さまざまな機会を通して福祉施策や地域活動について周知していきます。
- 国の制度が変わったとき等、区民への影響を最小限にとどめるための区独自サービスについて、分かりやすく周知します。
- 困ったときの相談先や支援先について、区民や地域で活動する人に対して適切な情報提供を行います。
- 不動産業者やマンション開発業者、管理会社等に向けて、区内への転入希望者に地域活動の情報提供について協力を促していきます。
- 地域活動主体が発行する地域情報誌を配付し、地域に関する情報提供を行います。
- 区や社会福祉協議会等の広報紙やホームページ等を活用し、情報を必要としている人や情報を知ってもらいたい人に対して正確な情報を分かりやすく伝えます。

【個人や地域にできること】

- 町会や地域活動にも目を向け、自らも地域情報を収集しましょう。(個人)
- 支援制度について、お互いに知っている情報や知識等を地域で情報交換しましょう。(個人・地域)
- 日常的な活動の中で心配な人がいたら、適切な相談窓口へつなぎましょう。(地域)

目標3 地域で活躍できる、福祉の担い手づくり

(1) 福祉の担い手づくり・人材育成

施策の方向性

年々拡大する福祉ニーズに対応するため、サービス提供体制の充実は、大きな課題となっています。多様なサービスの提供のためには、さまざまな事業主体や、事業を支える人材の確保・育成が不可欠です。

今後は、拡大するニーズや多様性に対応できるよう、専門職、区民によるボランティア活動等、幅広い福祉の担い手や人材の確保・育成を進めます。

【区の役割】

- 地域における福祉課題の解消に向けて、各分野の専門職だけではなく、複合的な問題に対応が可能な調整能力を持つ人材の確保・育成に努めます。
- 保育や高齢介護、障害者支援、社会福祉等の各種福祉職の養成校に対して、区内の福祉サービス事業者への就職促進に向けた働きかけを行います。
- 区内の医療機関・福祉サービス事業者に就業する専門職について、資格取得やキャリアアップに向けて支援します。
- 医療や福祉等の就業者に、相互理解や地域の課題の共有等、担い手として地域福祉活動に参加できる仕組みをつくりまします。

【個人や地域にできること】

- 自らの知識や経験を活かして、できる範囲で地域福祉活動に参加しましょう。(個人)
- 近隣や身近な人と、地域での福祉活動について話し合ってみましょう。(地域)

(2) 地域福祉活動への参加促進

施策の方向性

区内における地域福祉活動は、町会や社会福祉協議会、NPO法人、ボランティア団体等によって活発に行われていますが、活動する人の輪を思うように広げられていない現状があります。また、近年、マンション等集合住宅が増加する中、居住者の中には地域とのつながりを望まない人もおり、地域福祉活動の担い手の数は伸び悩んでいます。健康や経済問題、人間関係から感じる生きづらさを抱える人が増加していることを考えると、近い存在としての区民がお互いの弱さを共有し、支え合うことで、生活上の不安を低減していくことも必要です。

今後は、子どもから高齢者まで、また、障害や病気の有無に関わらず、より多くの区民が、それぞれの状況に応じて役割を持ち、支え合いながら、地域福祉活動に参加し活躍できる地域づくりを進めます。

【区の役割】

- 地域福祉活動団体の活動について情報提供に努めるとともに、自主的な講座や講習会の開催を支援します。
- 区民が習得した福祉分野の知識・技術・資格等を、必要に応じて活用できるような仕組みをつくります。
- 地域福祉活動に興味を持つ区民に向けて、参加促進のための情報提供を行います。
- 区内の企業や大学等との連携を図り、昼間区民も地域福祉の担い手となってもらえるような働きかけを行います。

【個人や地域にできること】

- 年齢や身体状況に関わらず、地域福祉活動に興味を持ったときは身近な活動から参加してみましょう。(個人)
- 持っている知識・技術・資格等を、地域で活かしましょう。(個人)
- 学生や企業に勤める方も、地域の一員として、できる範囲で地域活動に参加しましょう。(個人)
- 地域の中にある大学や企業に、地域イベント等への参加を呼び掛けましょう。(地域)

(3) 区民同士の協働関係の構築および充実

施策の方向性

本区は、マンションの増加によって区外からの転入者が増加しており、区民の85%がマンション等集合住宅の居住者です。マンション居住者の中には、積極的に地域活動に参加する人がいる一方で、個人のプライバシーを重視する人も見受けられます。日頃からの、大規模災害への対応等、地域での支え合いや助け合いの協働関係を築いておくことが大切です。

今後も、区は、地域での区民同士の助け合いの体制（協働関係）づくりを支援します。

【区の役割】

- 居住期間に関わらず、地域の区民同士の協働関係の構築・充実に向けた活動を支援します。
- 多様な主体による見守りネットワークづくりを進めます。
- 困りごとを抱えた区民が、問題を深刻化させる前に地域の中で問題を把握でき解決できるよう、協働体制の構築を進めます。

【個人や地域にできること】

- 地域での協働関係を築くために、地域で開催されるイベント・行事等に参加しましょう。(個人)
- 可能な範囲で地域での見守りネットワークの一員になりましょう。(個人)
- 地域とのつながりがない人がいたら、どのように関わっていくべきか、地域で考えましょう。(地域)

(4) 地域福祉活動を行う主体への支援

施策の方向性

本区の地域福祉活動を行う主体として、民生・児童委員、社会福祉協議会、NPO法人、ボランティア団体、シルバー人材センター等があり、それぞれの目的に沿って活動しています。しかし、各主体では、構成メンバーの高齢化や人材不足等により、活動に影響が出始めています。今後も安定した活動を行っていくためには、人材の確保に努め、活動を広めていくことが必要です。また、各主体個別の活動では相互の連携やつながりが確保できない場合もあります。必要な支援を行うためには、各主体同士の連携や交流も必要です。

今後も、区は地域福祉活動を行う主体が安定した活動を行えるよう、さまざまな面において支援し、活動のさらなる活性化を図ります。

【区の役割】

- 地域福祉活動を行う主体の活動内容に応じて、場所の提供や人材確保のための効果的な支援を行います。
- 地域課題に対応できるよう、地域の活動主体が連携し、専門知識や技術を共有する体制を整えます。
- 地域福祉活動を行う主体やその活動内容について広く周知します。
- 福祉活動の参加者に対して、活動の意義や参加にあたっての心構え、モラル・マナー等について情報を提供し、参加者の意識・モラルの向上に努めます。

【個人や地域にできること】

- 地域福祉活動を行う主体やその活動内容に関心を高め、可能な範囲で参加しましょう。(個人)
- 持っている知識や技術を、活動の場に生かしましょう。(個人)
- 近隣や身近な人と地域での福祉活動について話し合ってみましょう。(個人・地域)
- 区民や地域で活動する人の関心を高め、誰でも参加できる団体運営に努めましょう。(地域)
- 団体間で幅広い世代の交流促進につながるような機会の創出に努めましょう。(地域)

第5章 ライフステージ別計画

本章では、第4章の推進施策を「ライフステージ別（年齢段階）」に再構成し、年代ごとに「家庭や本人にできることの一例」「地域にできることの一例」「区の役割」を記述しています。地域の協力を得ながら、地域共生社会の実現を目指します。

1 ライフステージの分類

ライフステージは、生活の状況に応じて以下の7種類に分類します。

ライフステージ	概要
(1) 胎児・新生児・乳幼児期（5歳以下）	胎児・新生児・乳幼児期は、母体や保護者に守られ、外出時には保護者と同行する場面が多い時期です。そのため、支援・対応は、主に子育て世帯の保護者を対象とした内容となります。
(2) 学童期（6～12歳）	学童期は、小学生の時期にあたり、心身ともに成長が著しく、体験による多くの知識の吸収が可能な時期です。
(3) 思春期（13～18歳）	思春期は、中学生・高校生の時期にあたり、子どもから大人へと心身が大きく成長する時期です。
(4) 青年期（19～39歳）	青年期は、高校を卒業し、進学や就職、結婚、子育て等、ライフスタイルの変化が大きい時期です。
(5) 壮年期（40～64歳）	壮年期は、仕事や家庭で働き盛りの多忙な時期です。また、地域社会においても活動の中心を担うことが多い時期でもあります。
(6) 円熟期（65～74歳）	円熟期は、前期高齢者の時期にあたり、企業をリタイアした人でも、元気で健康的な生活が可能な時期です。
(7) 高齢期（75歳以上）	高齢期は、後期高齢者の時期にあたり、尊厳をもって自立した生活を送る時期です。

2 ライフステージ別の取り組み

(1) 胎児・新生児・乳幼児期（5歳以下）

●家庭や本人にできることの一例

胎児・新生児・乳幼児期はこころとからだの基礎をつくる時期です。子育てを応援するさまざまな施策や集いの場等も活用し、子どもと過ごす貴重な時間を楽しみながら過ごしましょう。

例えば、子育てを夫婦でともに行うことは、支え合いへの第一歩につながり、子育てイベントに参加することにより、地域とつながるきっかけが生まれるのではないのでしょうか。

●地域にできることの一例

現在、子育ては家庭での育児と行政による公的支援が中心となっています。そこに地域が関わり、地域全体で子育てを応援することを考えてみましょう。

地域で生まれた子どもは、地域の将来を担っていきます。そのような子どもや保護者に対して、さまざまな経験を持つ地域の人々が、声を掛け、話を聞くことから、人と人の新しいつながりが生まれます。

地域の中で、みなさんのこれまでの人生経験を生かし、子どもや子育て世帯をやさしくサポートしてはいかがでしょうか。

●区の役割

- 妊娠、出産、子育てについての相談体制を充実します。
- 働く親をサポートします。
- 子どもの発達、発育について支援します。
- 障害がある子どもに療育への参加を促し、健やかな成長と発達を支援します。
- 子どもが楽しく安全に遊べる場や、親子でさまざまな体験ができる機会を提供します。
- 虐待を防止するための取り組みを推進します。
- 子育て中の親同士が交流する機会や、子育てに関する情報を適切に提供します。

(2) 学童期（6～12歳）

●家庭や本人にできることの一例

学童期はいろいろな体験を積み、多くの知識を吸収する時期です。親子でさまざまな体験をし、地域とつながるきっかけを増やしましょう。

例えば、親子で地域活動や区等が実施するイベント・行事等に参加することにより、地域の人と知り合い、あいさつができる関係を築くことができるのではないのでしょうか。

●地域にできることの一例

地域社会の中で、学童期の子どもを見守ることは、安全・安心な地域をつくる上で重要なことです。また、子どもにとっても、守られている安心感が心の安定につながります。子どもの安全を守り、お互いの信頼関係を築くために、地域の中であいさつを交わすことから始めてみましょう。

また、子どもは身近な大人を見習い、真似ていきます。そのため、日頃から子どもたちのお手本となる振る舞いを心がけ、自然と声を掛け合う地域となるようひとりひとり行動してみてはいかがでしょうか。

●区の役割

- いじめを防止し、早期対応できる体制を構築します。
- 子どもの個性に合った学びの場を増やします。
- 障害がある子どもの成長を助ける教育や訓練を実施します。
- 子どもの居場所や活動できる場を提供します。
- 子どもを犯罪から守る仕組みを構築します。
- 障害がある子どものいる世帯や、ひとり親家庭の子育てを支援します。
- 虐待を防止するための取り組みを推進します。

(3) 思春期 (13~18 歳)

●家庭や本人にできることの一例

思春期は子どもから大人へと心身ともに大きく成長する時期です。学校での集団生活やさまざまな人と出会う中で多様性に触れ、個性について考えてみましょう。

例えば、ボランティア活動や多様性を学ぶ講座・講習会に参加することにより、多様性について考え、価値観が変わるきっかけとなるのではないのでしょうか。

●地域にできることの一例

私たちは、地域社会の中で、多様な人々と関わり合いながら生活しています。誰もがその人らしく生活するためには、一人ひとりがお互いを認め合い、尊重し合う気持ちを持つことが大切です。

また、誰もがその人らしく生活するためには、本人やその家族だけではなく、近所や地域社会をはじめ、ボランティア団体・NPO法人、関係機関等多くのつながりが必要です。地域でのつながりや支え合いについて、考えることから始めてみてはいかがでしょうか。

●区の役割

- 心身の悩みについて相談できる体制を構築します。
- いじめを防止し、早期対応できる体制を構築します。
- 子どもを犯罪から守る仕組みを構築します。
- 虐待を防止するための取り組みを推進します。
- さまざまな体験や自由に活動できる場を提供します。
- 障害がある子どものいる世帯や、ひとり親家庭の子育てを支援します。
- 子どもの育ちを地域で支援し、見守る体制を構築します。

(4) 青年期 (19～39 歳)

●家庭や本人にできることの一例

青年期は、進学や就職、結婚や子育て等、人生の中でもライフスタイルの変化が大きい時期です。また、学校教育活動等子どもを通じた地域とのつながりが自然にできるのもこの時期です。今いちど、地域との関わり方について考えてみましょう。

例えば、子どもを通じた地域とのつながりをきっかけに活動の場が広がり、地域の人との交流や関わりを持ち続けることで、助け合い、支え合える関係を築くことができるのではないのでしょうか。

●地域にできることの一例

地域社会において、区民同士のつながりの希薄化が懸念されています。近所づきあいが少ないということは、日常生活で困りごとがあったとき、周囲に支援を求める相手がいないということにつながります。

福祉的な支援として、区や社会福祉協議会等による公的支援が考えられますが、区民が主体となった地域での支え合いや助け合いの活動が必要となる場面も多くあります。このような活動を通じて、支援を受けるだけでなく支援をする側に立つことで、やりがいや生きがいを感じ、支え合う仕組みが構築されていく可能性があります。地域で助け合い、支え合える関係を築くため、地域社会の人々がつながるきっかけについて考えることから始めてみてはいかがでしょうか。

●区の役割

- 心身の悩みについて相談できる体制を構築します。
- 各種健（検）診や予防活動を実施します。
- 地域活動、社会貢献活動に参加できるよう支援します。
- 自分に合ったサービスや生活について相談できる体制を整えます。
- 自立した生活が営めるよう支援します。
- 働く親をサポートします。
- 家族形態に応じた住み替えを支援します。

(5) 壮年期 (40～64 歳)

●家庭や本人にできることの一例

壮年期は、仕事でも家庭でも働き盛りで多忙な時期です。また、地域においてもあらゆる活動の中心を担う時期でもあります。積極的に地域活動に参加し、地域の仲間をつくりましょう。

例えば、地域活動やボランティア活動に参加する中で仲間をつくり、こうした人間関係から何でも気軽に相談でき、支え合う関係が生まれるのではないのでしょうか。

●地域にできることの一例

壮年期の人は、多くの場面において中心を担い、最前線に立つ存在です。そのため、周囲からの支援を必要とする場面でも、最後まで自分で頑張りすぎてしまう傾向があります。本人が支援を求めづらい状況にあるとき、家族や近所・地域社会がそのサインに気づき、支援したり、本人に代わって支援を求めることが可能です。お互いに見守り合い、変化に気づく、そのような支え合いの関係を広げ、深めてみてはいかががでしょうか。

●区の役割

- 健康状態のチェックや生活習慣病を予防する取り組みを進めます。
- 心身の悩みについて相談できる体制を構築します。
- 多様な教養を得られる各種講座・講習会を実施します。
- 自分に合ったサービスや生活について相談できる体制を整えます。
- 自立した生活を営めるよう支援します。
- 介護と社会参加の両立ができるよう支援します。
- 地域活動、社会貢献活動に参加できるよう支援します。
- 家族形態に応じた住み替えを支援します。

(6) 円熟期 (65～74 歳)

●家庭や本人にできることの一例

円熟期は、いきいきと健康に生活する時期です。自分にあった健康維持や健康増進に努め、心身の状態を定期的に把握しましょう。

例えば、心身の健康を維持するためのひとつとして、趣味を通じた仲間や地域の人との交流など外出する場所があることで、毎日目的を持って過ごすことができ、心身ともに健康な生活ができるのではないのでしょうか。

●地域にできることの一例

高齢者にとって、身近な区民同士のつながりがあり、見守られている安心感があることは、大きな支えになります。

そのため、近所にどのような人が生活しているか、お互いに把握することから始めましょう。お互いに顔見知りになり、話す回数を重ねて信頼感が深まることで、お互いの悩みも相談し合えるようになり、助け合いや支え合いがさりげなくできる地域が育っていくのではないのでしょうか。

●区の役割

- 健康寿命の延伸に向けた取り組みを進めます。
- 健康状態のチェックや生活習慣病を予防する取り組みを進めます。
- 地域活動、社会貢献活動に参加できるよう支援します。
- 自立した生活を営めるよう支援します。
- 多様な教養を得られる各種講座・講習会を実施します。
- 自分に合ったサービスや生活について相談できる体制を整えます。
- 在宅生活を支援するサービスを提供します。
- 介護と社会参加の両立ができるよう支援します。
- 高齢者の権利を守る取り組みを進めます。
- 生活形態に応じた住宅改修や住み替えを支援します。

(7) 高齢期（75歳以上）

●家庭や本人にできることの一例

高齢期は、尊厳をもって自立した生活を送る時期です。老いと向き合いながらこれからの暮らしを考えてみましょう。

例えば、気軽に参加できる集いの場に出かけることで人と出会い、会話をすることで、日々の暮らしに活気が生まれるのではないのでしょうか。

●地域にできることの一例

本区でも、全国的な傾向と同様に高齢化が進み、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増えています。高齢期は、外出が減り外部との交流も希薄になる傾向にあります。

このような高齢期の区民に対して、お互いに声を掛け、あいさつを交わすところから信頼関係を築いていきましょう。そこから、日常の中にあるちょっとした変化に気づくことができ、問題を見つけ出すことが可能になるのではないのでしょうか。

●区の役割

- 地域の中で孤立しないよう見守り体制を強化します。
- 介護予防や身体機能の向上に向けた取り組みを進めます。
- 高齢者の権利を守る取り組みを進めます。
- 自分に合ったサービスや生活について相談できる体制を整えます。
- 在宅生活を支援するサービスを提供します。
- 自由に参加できる交流の場や機会を提供します。
- 自立した生活を営めるよう支援します。
- 生活形態に応じた住宅改修や住み替えを支援します。

資料編

1 千代田区地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 千代田区地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、千代田区地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) 前号に定めるもののほか、委員長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、千代田区長が委嘱する次に掲げる分野の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間有識者
- (3) 福祉関係団体
- (4) NPO団体
- (5) 行政機関

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画が策定された日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開する。ただし、委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月7日から施行する。

2 策定委員名簿

分野	所属	氏名
学識経験者	大正大学地域創生学部准教授	◎坂本 文武
	弁護士（保健福祉オンブズパーソン、第二東京弁護士会高齢者・障がい者総合支援センター運営委員会副委員長）	大澤 美穂子
民間有識者	タレント	新田 恵利
福祉関係団体	民生・児童委員協議会会長	若月 曠義
	障害者共助会会長代理副会長	星野 絹子
	社会福祉協議会総務課長	片岡 浩
	シルバー人材センター理事	松井 和代
NPO団体	NPO法人 リーブ・ウィズ・ドリーム理事長	金子 久美子
行政機関	千代田区保健福祉部長	○松本 博之

◎は委員長、○は副委員長

3 計画策定の経過、用語解説

4 保健福祉総合計画の達成・取り組み状況